るため、第３の３の（１０）の①、②及び④を参照されたい。

② 基準第９６条第３項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、

イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

ロ 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

ハ 食事の提供に要する費用

ニ おむつ代

ホ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前２項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成１７年厚生労働省告示第４１９号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

⑵ 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第９７条及び第９８条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

① 指定通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。

② 基準第９８条第２号で定める「サービスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。

③ 認知症の状態にある要介護者等で、他の要介護者等と同じグループとして、指定通所介護を提供することが困難な場合には、必

るため、第３の３の（１０）の①、②及び④を参照されたい。

② 基準第９６条第３項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、

イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

ロ 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用

ハ 食事の提供に要する費用

ニ おむつ代

ホ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前２項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成１７年厚生労働省告示第４１９号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

⑵ 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第９７条及び第９８条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

① 指定通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。

② 基準第９８条第２号で定める「サービスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。

③ 認知症の状態にある要介護者等で、他の要介護者等と同じグループとして、指定通所介護を提供することが困難な場合には、必

要に応じグループを分けて対応すること。

④　指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ　あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること

ロ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

⑶　通所介護計画の作成

①　基準第９９条で定める通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

②　通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

③　通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

　なお、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

④　通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

　なお、交付した通所介護計画は、基準第１０４条の２第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。

⑤　通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

⑷　運営規程

　基準第１００条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第１号から第１０号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意

要に応じグループを分けて対応すること。

④　指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ　あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること

ロ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

⑶　通所介護計画の作成

①　基準第９９条で定める通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

②　通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

③　通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

　なお、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

④　通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

　なお、交付した通所介護計画は、基準第８２条の２第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。

⑤　通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

⑷　運営規程

　基準第１００条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第１号から第１０号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意

するものとする。

① 営業日及び営業時間（第３号）

指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。

なお、６時間以上８時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、基準第９３条にいう提供時間帯とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること（基準第１１７条第３号についても同趣旨）。

例えば、提供時間帯（８時間）の前に連続して１時間、後に連続して１時間、合計２時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間は１０時間であるが、運営規程には、提供時間帯８時間、延長サービスを行う時間２時間とそれぞれ記載するものとすること（基準第１１７条第３号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨）。

② 指定通所介護の利用定員（第４号）

利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること（基準第１１７条第４号の「指定通所リハビリテーションの利用定員」についても同趣旨）。

③ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額（第５号）

「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること(基準第１１７条第５号の「指定通所リハビリテーションの内容」についても同趣旨)。

④ サービス利用に当たっての留意事項（第７号）

利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること（基準第１１７条第７号についても同趣旨）。

⑤ 非常災害対策（第９号）

⑹の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（基準第１１７条第８号、第１３７条第８号、第１５３条第６号及び第１８９条第８号についても同趣旨）。

⑸ 勤務体制の確保等

基準第１０１条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成

するものとする。

① 営業日及び営業時間（第３号）

指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。

なお、６時間以上８時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、基準第９３条にいう提供時間帯とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること（基準第１１７条第３号についても同趣旨）。

例えば、提供時間帯（８時間）の前に連続して１時間、後に連続して１時間、合計２時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間は１０時間であるが、運営規程には、提供時間帯８時間、延長サービスを行う時間２時間とそれぞれ記載するものとすること（基準第１１７条第３号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨）。

② 指定通所介護の利用定員（第４号）

利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること（基準第１１７条第４号の「指定通所リハビリテーションの利用定員」についても同趣旨）。

③ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額（第５号）

「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること(基準第１１７条第５号の「指定通所リハビリテーションの内容」についても同趣旨)。

④ サービス利用に当たっての留意事項（第７号）

利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること（基準第１１７条第７号についても同趣旨）。

⑤ 非常災害対策

⑹の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（基準第１１７条第８号、第１３７条第８号、第１５３条第６号、第１６８条第６号及び第１８９条第８号についても同趣旨）。

⑸ 勤務体制の確保等

基準第１０１条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成

し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

② 同条第２項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

⑹ 非常災害対策

基準第１０３条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

⑺ 衛生管理等

基準第１０４条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

① 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

② 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

⑻ 準用

基準第１０５条の規定により、基準第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３２条から第３８条まで及び第５２条は、指定通所介護の事業について準用されるものであるため、第３の３の（１）から（７）まで、（９）、（１１）、（１４）、（１５）及び（２１）から（２５）並びに第４の３の（４）を参照されたい。

４ 基準該当通所介護に関する基準

し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

② 同条第２項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

⑹ 非常災害対策

基準第１０３条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

⑺ 衛生管理等

基準第１０４条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

① 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

② 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

⑻ 準用

基準第１０５条の規定により、基準第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３２条から第３８条まで及び第５２条は、指定通所介護の事業について準用されるものであるため、第３の３の（１）から（７）まで、（９）、（１１）、（１４）、（１５）及び（２１）から（２５）並びに第４の３の（４）を参照されたい。

４ 基準該当通所介護に関する基準

⑴　従業者の員数及び管理者（基準第１０６条及び第１０７条）

　常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第８の１を参照されたい。

⑵　設備に関する基準（基準第１０８条）

　指定通所介護の場合と異なり、機能訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「機能訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第８の２を参照されたい。

⑶　運営に関する基準

　基準第１０９条の規定により、基準第８条から第１４条まで、第１６条、第１７条、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３２条から第３５条まで、第３６条（第５項及び第６項を除く。）、第３７条、第３８条、第５２条、第９２条及び第７章第４節（第９６条第１項及び第１０５条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるものであるため、第３の３の（１）から（５）まで、（７）、（９）、（１１）、（１４）、（１５）及び（２１）から（２５）まで、第４の３の（４）並びに第８の３を参照されたいこと。この場合において、準用される基準第９６条第２項の規定は、基準該当通所介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（１００分の９０を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による通所介護が複数の市町村において基準該当通所介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

５　療養通所介護の事業

⑴　療養通所介護の基本方針

　療養通所介護の対象者は、医療及び介護双方の必要性が高い者であることから、主治の医師並びに、現に訪問看護を利用している場合は、当該事業者と密接な連携を図りつつ実施することを規定した

⑴　従業者の員数及び管理者（基準第１０６条及び第１０７条）

　常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第８の１を参照されたい。

⑵　設備に関する基準（基準第１０８条）

　指定通所介護の場合と異なり、機能訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「機能訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第８の２を参照されたい。

⑶　運営に関する基準

　基準第１０９条の規定により、基準第８条から第１４条まで、第１６条、第１７条、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３２条から第３５条まで、第３６条（第５項及び第６項を除く。）、第３７条、第３８条、第５２条、第９２条及び第７章第４節（第９６条第１項及び第１０５条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるものであるため、第３の３の（１）から（５）まで、（７）、（９）、（１１）、（１４）、（１５）及び（２１）から（２５）まで、第４の３の（４）並びに第８の３を参照されたいこと。この場合において、準用される基準第９６条第２項の規定は、基準該当通所介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（１００分の９０を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による通所介護が複数の市町村において基準該当通所介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

ものである。

⑵　人員に関する基準

①従業者の員数（基準第１０５条の４）

イ　指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、利用者２人の場合は１．３人以上、３人の場合は２人以上、５人の場合は３．３人以上を確保することが必要であり、このような体制が確保できるよう職員配置することとする。なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従するべき時間の割合を示したものである。

ロ　常勤の看護師は、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者を１人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保することも認められる。ただし、利用者がサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくない。

ハ　療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間が短い利用者（３時間以上６時間未満）と長い利用者（６時間以上８時間未満）が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を1．5で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となる。

②管理者（基準第１０５条の５）

イ　指定療養通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定療養通所介護の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該指定療養通所介護の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

(a)　当該指定療養通所介護の看護職員としての職務に従事する場合

(b)　訪問看護ステーションなど他の事業所、施設等が同一敷地内にある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設に

おける看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。）

ロ　指定療養通所介護の管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第１４条第３項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後２年を経過しない者に該当しないものである。

ハ　指定療養通所介護の管理者は、訪問看護に従事した経験のある者でなければならない。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。

⑶　設備に関する基準

①　利用定員等

利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて５人までの範囲で定めることとするものである。

②　設備及び備品等

イ　指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者毎の部屋の設置を求めるものではない。

ロ　専用の部屋の面積は、利用者一人につき８平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。

ハ　指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者とみなして人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用者４人、利用者以外の者１人であれば、看護職員又は介護職員の員数は、提供時間帯を通じて３．３人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに５人とみなされていることから、これを上限としなければならない。

⑷　運営に関する基準

①　内容及び手続の説明及び同意

指定療養通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定療養通所介護事業所の運営規程の概要、従業者等の勤務体制、緊急時対応医療機関との連絡体制、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定療養通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定療養通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

② 居宅介護支援事業者等との連携

指定療養通所介護サービスは、サービス提供に当たって常時看護師による観察を要する利用者を対象としていることから、当該利用者が引き続きサービスを利用することが適切かどうか、主治の医師を含めたサービス担当者会議において、適宜検討することが重要であり、そのため、当該事業者は、サービス利用等を通して得た利用者の心身の状態等必要な情報を当該利用者に係る居宅介護支援事業者に提供するよう努めなければならないことを定めたものである。

③ 指定療養通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

指定療養通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第９７条及び第１０５条の１１に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

イ 基準第１０５条の１１第２号で定める「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。

ロ 利用者の体調の変化等を療養通所介護におけるサービス内容に反映させることが重要であることから、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に図ること

ハ 指定療養通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

(a) あらかじめ療養通所介護計画に位置付けられていること

(b)　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること、

④　療養通所介護計画の作成

イ　基準第１０５条の１２で定める療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が利用者ごとにその作成にあたることとしたものである。

ロ　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ、作成されなければならないこととしたものである。

　なお、療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じて変更するものとする。

ハ　療養通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

　なお、交付した療養通所介護計画は、基準第１０５条の１８第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。

ニ　療養通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

⑤　緊急時の対応について

　緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその環境等を勘案して、あらかじめ個別に具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者毎に定めておかなければならない。

⑥　安全・サービス提供管理委員会

　指定療養通所介護は、医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、安全・サービス提供管理委員会において地域の医療関係団体（地域の医師会等）に属する者を委員とすることとしている。このほか、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認めら

れる者によって構成されるものである。

⑦　利用料等の受領

イ　利用料等の受領については、基準第９６条（第３項第２号を除く。）を準用しているため、第８の３（１）（②ロを除く。）を参照されたい。

ロ　指定療養通所介護に通常要する時間を超える指定療養通所介護の提供に伴い必要となる費用のうち通常の指定療養通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用については、指定療養通所介護の利用対象者の状態を勘案すると８時間以上のサービスを提供することは想定しにくいことから、利用者からの支払を受けることができるものとしては認められない。

第９　通所リハビリテーション

１　人員に関する基準

⑴　指定通所リハビリテーション事業所（基準第１１１条第１項）

①　医師（第１号）

専任の常勤医師が１人以上勤務していること。

なお、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。

②　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第２号）

イ　利用者数は、専従する従事者２人に対し１単位２０人以内とし、１日２単位を限度とすること。

ロ　専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、０．２人以上確保されていること。

⑵　指定通所リハビリテーション事業所が診療所であって、指定通所リハビリテーションの提供が同時に１０人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合（基準第１１１条第２項）

①　医師（第１号）

イ　専任の医師が１人勤務していること。

ロ　利用者数は、専任の医師１人に対し１日４０人以内であること。

第９　通所リハビリテーション

１　人員に関する基準

⑴　指定通所リハビリテーション事業所（基準第１１１条第１項）

①　医師（第１号）

専任の常勤医師が１人以上勤務していること。

なお、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。

②　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第２号）

イ　利用者数は、専従する従事者２人に対し１単位２０人以内とし、１日２単位を限度とすること。

ロ　専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、０．２人以上確保されていること。

⑵　指定通所リハビリテーション事業所が診療所であって、指定通所リハビリテーションの提供が同時に１０人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合（基準第１１１条第２項）

①　医師（第１号）

イ　専任の医師が１人勤務していること。

ロ　利用者数は、専任の医師１人に対し１日４０人以内であること。

② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第２号）

イ 利用者数は、専従する従事者１人に対し１単位１０人以内とし、１日２単位を限度とする。

ロ 専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、０．１人以上確保されていること。

ハ 経験を有する看護師とは、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、作業療法（老人作業療法を含む。）、理学療法（老人理学療法を含む。）に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第１９号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生省告示第〇号）に定める介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成１２年厚生省告示第３０号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに１年以上従事した者であること。

２ 設備に関する基準

⑴ 指定通所リハビリテーション事業を行う事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接して

② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第２号）

イ 利用者数は、専従する従事者１人に対し１単位１０人以内とし、１日２単位を限度とする。

ロ 専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、０．１人以上確保されていること。

ハ 経験を有する看護師とは、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、作業療法（老人作業療法を含む。）、理学療法（老人理学療法を含む。）に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第１９号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成１２年厚生省告示第３０号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに１年以上従事した者であること。

⑶ 経過措置（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成１５年厚生労働省令第２８号）附則第２条）

平成１５年９月３０日までの間は、平成１５年４月１日の時点で現に指定通所リハビリテーションの事業を行う事業所については、基準第１１１条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができることとした。

２ 設備に関する基準

⑴ 指定通所リハビリテーション事業を行う事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接して

いる場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、指定通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

① 当該部屋等において、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。

② それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件（基準第１１２条第１項）を満たしていること。

３平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを有すること。ただし、介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとすること。

⑵ 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第８の２の（２）の②を参照されたい。

３ 運営に関する基準

⑴ 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成

基準第１１４条及び第１１５条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

① 指定通所リハビリテーションは、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。

② 通所リハビリテーション計画は、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、指定通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものであること。

③ 通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。

④ 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

いる場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、指定通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

① 当該部屋等において、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。

② それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件（基準第１１２条第１項）を満たしていること。

３平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを有すること。ただし、介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとすること。

⑵ 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第８の２の（２）の②を参照されたい。

３ 運営に関する基準

⑴ 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成

基準第１１４条及び第１１５条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

① 指定通所リハビリテーションは、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。

② 通所リハビリテーション計画は、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、指定通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものであること。

③ 通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。

④ 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

⑤　通所リハビリテーション計画は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、基準第１１５条第１項にいう医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した通所リハビリテーション計画は、基準第１１８条の２第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。

⑥　認知症の状態にある要介護者等で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

⑦　指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、支援相談員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。

⑧　主として認知症等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあっては、作業療法士等の従業者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあっては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものであること。

⑵　管理者等の責務

基準第１１６条第１項は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる旨を明記したものであること。この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。

⑶　運営規程

６時間以上８時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続し

なお、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

⑤　通所リハビリテーション計画は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、基準第１１５条第１項にいう医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した通所リハビリテーション計画は、基準第１１８条の２第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。

⑥　認知症の状態にある要介護者等で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

⑦　指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、支援相談員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。

⑧　主として認知症等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあっては、作業療法士等の従業者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあっては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものであること。

⑵　管理者等の責務

基準第１１６条第１項は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる旨を明記したものであること。この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。

⑶　運営規程

６時間以上８時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続し

て延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあっては、通所介護と同様であるので、第８―３―（４）―①を参照されたい。

⑷　衛生管理等

基準第１１８条第１項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

①　指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

②　医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。

③　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

⑸　記録の整備

基準第１１８条の２第２項の記録は、診療記録で差し支えないこと。

⑹　準用

基準第１１９条の規定により、基準第８条から第１３条まで、第１５条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３２条、第３３条、第３５条から第３８条まで、第６４条、第６５条、第９６条及び第１０１条から第１０３条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第３の３の（１）から（７）まで、（９）、（１１）、（１４）、（１５）及び（２１）から（２５）まで、第５の３の（２）並びに第８の３の（１）、（５）及び（６）を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。

①　基準第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられることに留意されたいこと。

②　準用される基準第６５条は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、これまでどおり健康手帳の医療に関するページに、指定通所リハビリテーションの提供開始日及び指定通所リハビリテーション事業者の名称を記載することとしたものであること。ただし、特定疾病の患者等で健康手帳を有さない要介護者については、記載しなくてもよいこととなったこと。

て延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあっては、通所介護と同様であるので、第８―３―（４）―①を参照されたい。

⑷　衛生管理等

基準第１１８条第１項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

①　指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

②　医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。

③　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

⑸　記録の整備

基準第１１８条の２第２項の記録は、診療記録で差し支えないこと。

⑹　準用

基準第１１９条の規定により、基準第８条から第１３条まで、第１５条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３２条、第３３条、第３５条から第３８条まで、第６４条、第６５条、第９６条及び第１０１条から第１０３条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第３の３の（１）から（７）まで、（９）、（１１）、（１４）、（１５）及び（２１）から（２５）まで、第５の３の（２）並びに第８の３の（１）、（５）及び（６）を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。

①　基準第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられることに留意されたいこと。

②　準用される基準第６５条は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、これまでどおり健康手帳の医療に関するページに、指定通所リハビリテーションの提供開始日及び指定通所リハビリテーション事業者の名称を記載することとしたものであること。ただし、特定疾病の患者等で健康手帳を有さない要介護者については、記載しなくてもよいこととなったこと。

③　準用される基準第１０１条第１項については、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があること。	③　準用される基準第１０１条第１項については、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があること。
第１０　短期入所生活介護　（Ｐ）	第１０　短期入所生活介護　（Ｐ）
第１１　短期入所療養介護　（Ｐ）	第１１　短期入所療養介護　（Ｐ）
	第１２　認知症対応型共同生活介護
第１３　特定施設入居者生活介護	第１３　特定施設入所者生活介護
１　人員に関する基準	１　人員に関する基準
(1)　看護職員及び介護職員	(1)　看護職員及び介護職員
①　基準第１７５条第１項第２号ハの「常に１以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」及び基準第１７５条第２項第２号ハの「常に１以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」とは、介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。	
②　基準第一七五条第二項第二号イの「看護職員及び介護職員の合計数」について、要介護者の利用者及び要支援２として認定を受けている利用者の数に、要支援１として認定をうけている利用者一人を要介護者〇・三人と換算して合計した利用者数をもとに、三又はその端数を増すごとに一以上と算出するものとする。	①　基準第一七五条第一項第二号イの「看護職員及び介護職員の合計数」について、要介護者及び要支援者の両方が当該指定特定施設の利用者である場合は、要介護者の利用者の数に、要支援者一人を要介護者〇・三人と換算して合計した利用者数をもとに、三又はその端数を増すごとに一以上と算出するものとする。
③　基準第一七五条第二項第二号ハの「宿直時間帯」は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後九時から午前六時までなどと設定するものとする。また、宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければならないこととする。	②　基準第一七五条第一項第二号ハの「常に一以上の指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」とは、介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体制を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。なお、宿直時間帯は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後九時から午前六時までなどと設定するものとし、当該時間帯においては、一名でも要介護者である利用者がいる場合は常に介護職員が一人以上確保されているこ

	とが必要である。
④　基準第一七五条第八項の「指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合」とは、入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず、要支援者に対する介護サービスのみが提供される場合をいうものとする。	
(2)　主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員 基準第一七五条第五項の「主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」及び基準第一七五条第八項の「主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員及び看護職員」とは、要介護者等（第五項の場合には要介護者、第八項の場合には要介護者及び要支援者をいう。以下同じ。）に対するサービス提供に従事することを基本とするものである。ただし、要介護者等のサービス利用に支障のないときに、要介護者等以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えない。	(2)　主として指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員 基準第一七五条第四項の「主として指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」とは、要介護者等に対するサービス提供に従事することを基本とするものである。ただし、要介護者等のサービス利用に支障のないときに、要介護者等以外の当該特定施設の入所者に対するサービス提供を行うことは差し支えない。
指定時においては、これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び前記の趣旨が運営規程において明示されていることを確認する必要がある。	指定時においては、これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び前記の趣旨が運営規程において明示されていることを確認する必要がある。
(3)　機能訓練指導員（基準第一七五条第六項） 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。	(3)　機能訓練指導員（基準第一七五条第五項） 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。
＜削除＞	(4)　計画作成担当者（基準第一七五条第六項） 計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てることが望ましいが、有料老人ホームや特別養護老人ホームの生活相談員等として高齢者等の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものである。
(4)　管理者（基準第一七六条） 短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第一〇の1の(5)を参照されたい。	(5)　管理者（基準第一七六条） 短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第一〇の1の(5)を参照されたい。
2　設備に関する基準（基準第一七七条）	2　設備に関する基準（基準第一七七条）

(1)　基準第一七七条第四項第一号イの「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に二人部屋とすることはできない。なお、附則●条により、既存の指定特定施設における定員４人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとする。

(2)　基準第一七七条第四項において、介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず､利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。また、機能訓練室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとしたが、この場合には、同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該特定施設入居者生活介護事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も含まれるものである。

(3)　基準第一七七条第五項の「利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造」とは、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。

(4)　基準附則第一〇条は、平成●年●月●日において既に存在する特定有料老人ホーム(社会福祉・医療事業団業務方法書に規定する特定有料老人ホームをいう。)について、浴室及び食堂を設けないことができるものとする趣旨で設けられたものである。ただし、利用者が当該有料老人ホームに併設する養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができること等が要件であることに留意するものとする。

3　運営に関する基準

(1)　内容及び手続の説明及び契約の締結等

基準第一七八条第一項は、利用者に対し適切な特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認めらる重要事項ついて、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。

「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」と

(1)　基準第一七七条第三項において、介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず､利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。また、機能訓練室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとしたが、この場合には、同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該特定施設入所者生活介護事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も含まれるものである。

(2)　基準第一七七条第四項の「利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造」とは、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。

(3)　基準附則第一〇条は、既存の特定有料老人ホーム(社会福祉・医療事業団業務方法書に規定する特定有料老人ホームをいう。)について、浴室及び食堂を設けないことができるものとする趣旨で設けられたものである。ただし、利用者が当該有料老人ホームに併設する養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができること等が要件であることに留意するものとする。

3　運営に関する基準

(1)　内容及び手続の説明及び契約の締結等

基準第一七八条第一項は、利用者に対し適切な特定施設入所者介護を提供するため、入所申込者又はその家族に対し、入所申込者のサービス選択に資すると認めらる重要事項ついて、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。

「入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」と

は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定の方法並びに事故発生時の対応等である。	は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定の方法並びに事故発生時の対応等である。
また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。	また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。
なお、基準一七五条第二項本文に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあっては、特定施設入居者生活介護事業と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、一つの契約書によることができる。	
(2)　指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	(2)　指定特定施設入所者生活介護の提供の開始等
基準第一七九条第二項は、入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者から指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。	基準第一七九条第二項は、入所者が当該指定特定施設入所者生活介護事業者から指定特定施設入所者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。
(3)　法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	(3)　法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意
基準第一八〇条は、有料老人ホーム等において、介護保険制度の施行前に既に入居し、介護費用を一時金等により前払いで支払った場合に、介護保険の給付対象部分との調整が必要であること等から、利用者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となることとしたものである。	基準第一八〇条は、有料老人ホーム等において、介護保険制度の施行前に既に入居し、介護費用を一時金等により前払いで支払った場合に、介護保険の給付対象部分との調整が必要であること等から、利用者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となることとしたものである。
また、介護保険法施行規則第六四条第三号の規定に基づき、指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村(又は国民健康保険団体連合会)に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出することが必要であるが、これについては別途通知するものである。	また、介護保険法施行規則第六四条第三号の規定に基づき、指定特定施設入所者生活介護事業者は、市町村(又は国民健康保険団体連合会)に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出することが必要であるが、これについては別途通知するものである。
なお、基準第一七五条第二項本文に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあっては、特定施設入居者生活介護に係る同意の書類と介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費の支給の要件となる同意の書類は、別々の書類によることなく一つの書類によることができる。	
(4)　サービス提供の記録	(4)　サービス提供の記録
基準第一八一条は、指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供	基準第一八一条は、指定特定施設入所者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が指定特定施設入所者生活介護の提供

を受けていることを確認できるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものである。

(5)　利用料等の受領

①　～略～

②　基準第一八二条第三項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に関して、

イ　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

ロ　おむつ代

ハ　前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前二項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ハの費用の具体的な範囲については、別途通知するところによるものである。

(6)　指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針

～略～

(7)　特定施設サービス計画の作成

～略～

(8)　介護

①　～略～

②　～略～

③　～略～

④　同条第四項は、特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の心身の状況や要望に応じて、一日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。

を受けていることを確認できるよう、指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入所している指定特定施設の名称を、指定特定施設入所者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものである。

(5)　利用料等の受領

①　基準第一八二条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定訪問介護に係る第二〇条第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。

②　基準第一八二条第三項は、指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に関して、

イ　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

ロ　おむつ代

ハ　前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前二項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ハの費用の具体的な範囲については、別途通知するところによるものである。

(6)　指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱方針

～略～

(7)　特定施設サービス計画の作成

～略～

(8)　介護

①　～略～

②　～略～

③　～略～

④　同条第四項は、特定施設入所者生活介護事業者は、入所者の心身の状況や要望に応じて、一日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。

(9)　相談及び援助

基準第一八七条の規定による相談及び援助については、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。

(10)　利用者の家族との連携等

基準第一八八条は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

(11)　運営規程

基準第一八九条は、指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第一号から第九号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

①　指定特定施設入居者生活介護の内容

「指定特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の一週間における回数等のサービスの内容を指すものであること。

②　その他運営に関する重要事項

基準第一七五条第一項第二号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。

また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急にやむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

(12)　勤務体制の確保等

基準第一九〇条は、利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

(9)　相談及び援助

基準第一八七条の規定による相談及び援助については、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお、社会生活に必要な支援とは、入所者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。

(10)　利用者の家族との連携等

基準第一八八条は、指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

(11)　運営規程

基準第一八九条は、指定特定施設入所者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定施設入所者生活介護の提供を確保するため、同条第一号から第九号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

①　指定特定施設入所者生活介護の内容

「指定特定施設入所者生活介護の内容」については、入浴の介護の一週間における回数等のサービスの内容を指すものであること。

②　その他運営に関する重要事項

基準第一七五条第一項第二号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。

また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急にやむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

(12)　勤務体制の確保等

基準第一九〇条は、利用者に対する適切な指定特定施設入所者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

② 同条第二項の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」という。)に行わせる指定特定施設入居者生活介護事業者(以下「委託者」という。)は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。

イ 当該委託の範囲

ロ 当該委託に係る業務(以下「委託業務」という。)の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者の従業者により当該委託業務が基準第一二章第四節の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨

ニ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨

ホ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨

ヘ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③ 指定特定施設入居者生活介護事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。

④ 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う②のニの指示は、文書により行わなければならないこと。

(13) 協力医療機関等

① 基準第一九一条第一項及び第二項は、第一七一条第一項及び第二項と同趣旨であるので、第一二の4の(10)の①を参照されたい。

② 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関

① 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

② 同条第二項の規定により、指定特定施設入所者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」という。)に行わせる指定特定施設入所者生活介護事業者(以下「委託者」という。)は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。なお、給食、警備等の特定施設入所者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。

イ 当該委託の範囲

ロ 当該委託に係る業務(以下「委託業務」という。)の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者の従業者により当該委託業務が基準第一二章第四節の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨

ニ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨

ホ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨

ヘ 受託者が実施した当該委託業務により入所者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③ 指定特定施設入所者生活介護事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。

④ 指定特定施設入所者生活介護事業者が行う②のニの指示は、文書により行わなければならないこと。

(13) 協力医療機関等

① 基準第一九一条第一項及び第二項は、第一七一条第一項及び第二項と同趣旨であるので、第一二の4の(10)の①を参照されたい。

② 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関

との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。

(14)　地域との連携等

①　基準第一九一条の二第一項は、指定特定施設入居者生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

②　同条第二項は、基準第三条第二項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

(15)　準用

基準第一九二条の規定により、基準第一一条、第一二条、第二一条、第二六条、第三二条から第三八条まで、第五一条、第五二条、第一〇三条、第一〇四条及び第一三二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の3の(4)、(5)、(11)、(14)及び(21)、(22)、(24)、(25)、第四の3の(3)及び(4)、第八の3の(6)及び(7)、第一〇の3の(8)及び(14)を参照されたい。

第十三の二　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

１　人員に関する基準

(1)　介護職員の数

基準第１９２条の４第２項第二号の介護職員について、要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者１人を要介護者３分の１人と換算して合計した利用者数をもとに、１０又はその端数を増すごとに１以上と算出するものとする。

(2)　常に一以上確保すべき従業者

基準第１９２条の４第４項の「指定特定施設の従業者」は、第１項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。

(3)　利用者の処遇に支障がない場合に従事することができる他の

との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。

(14)　準用

基準第一九二条の規定により、基準第一一条、第一二条、第二一条、第二六条、第三二条から第三八条まで、第五一条、第五二条、第一〇三条、第一〇四条、第一三二条、第一三九条及び第一七二条の３の規定は、指定特定施設入所者生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の3の(4)、(5)、(11)、(14)及び(21)、(22)、(24)、(25)、第四の3の(3)及び(4)、第八の3の(6)及び(7)、第一〇の3の(8)及び(14)並びに第一二の3の(13)を参照されたい。

職務

基準第１９２条の４第５項及び６項並びに第１９２条の５項の「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。

２　設備に関する基準

(1)　基準第１９２条の６第４項において、居室及び食堂についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。

(2)　基準第１９２条の６第４項第１号イの「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に二人部屋とすることはできない。なお、附則●条により、既存の指定特定施設における定員４人以下の居室については、附則●条により、既存の又は既存とみなすことができる養護老人ホームに係る特定施設における居室については、個室とする規定を適用しないものとする。

(3)　基準第１９２条の６第４項第１号ホ及び同項第３号の非常通報装置等の設置の規定は、利用者が居室等にいる場合に病状の急変等の事態が生じた場合に、特定施設の従業者が速やかに対応できるようにする趣旨で設置を求めるものである。ただし、附則●条により、既存の養護老人ホームに係る特定施設の場合は、平成１９年３月３１日までの間に非常通報装置等の設置をする旨の計画が立てられていることを要件として、当該規定を満たすこととする。

３　運営に関する基準

(1)　内容及び手続の説明及び契約の締結等

基準第１９２条の７第１項は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重

要事項ついて、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。

「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、居室、浴室及び食堂の概要、要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、安否確認の方法及び手順、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応等である。

また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。

⑵ 介護サービスの提供

① 適切かつ円滑な介護サービス提供のための必要な措置

基準第１９２条の８第１項は、利用者に対し、受託居宅サービス事業者による介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。

② 介護サービス提供に係る文書による報告

基準第１９２条の８第２項は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者による介護サービス提供の実施状況を把握するため、介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。

⑶ 運営規程

基準第１９２条の９は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第１号から第１０号までに掲げる事項を内容とする規程

を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容

「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指すものであること。

② その他運営に関する重要事項

従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めておくこと。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

(4) 受託居宅サービス事業者への委託

基準第１９２条の１０は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に受託居宅サービスの提供に係る業務を委託の方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は受託居宅サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。

イ 当該委託の範囲

ロ 当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第●章第●節の運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨

ニ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得

る旨

ホ　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者者が確認する旨

ヘ　受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

② 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。

③ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行う②のニの指示は、文書により行わなければならないこと。

④ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基準第１９２条の１２第２項の規定に基づき、①のハ及びホの確認の結果の記録を２年間保存しなければならないこと。

⑤ 一の居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。

⑥ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護のサービスを提供する事業者と予め契約し、介護保険法第７０条第１項及び介護保険法施行規則第１２３条により、当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

⑦ 第７項は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準第１８３条の身体拘束等の禁止並びに基準第１９２条の１３により準用される第５１条の緊急時の対応、第３３条の秘密保持等及び第３７条の事故発生時の対応の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。

(5)　特定施設サービス計画の作成

①　基準第１９２条の１３により準用される第１８４条の規定において、当該特定施設の計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成することとすること。

②受託居宅サービス事業者のサービス計画（訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画等）は、特定施設サービス計画と整合が図られなければならないこと。

(6)　準用

基準第１９２条の１３の規定により、基準第１１条、第１２条、第２１条、第２６条、第３２条から第３８条まで、第５１条、第５２条、第１０３条、第１０４条、第１７９条から第１８４条まで、第１８７条、第１８８条、第１９０条、第１９１条及び第１９１条の２の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、＊＊＊＊＊＊＊＊を参照されたい。

第一四　福祉用具貸与

1　人員に関する基準

(1)　福祉用具専門相談員に関する事項（基準第一九四条第一項）

福祉用具専門相談員通知へ

第一四　福祉用具貸与

1　人員に関する基準

(1)　専門相談員に関する事項

①　指定講習会

基準第一九四条の「厚生大臣が指定した講習会」とは、平成一一年六月九日老発第四三七号老人保健福祉局長通知「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」に定める「福祉用具専門相談員指定講習会指定要綱」（以下「指定要綱」という。）により厚生大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）をいう。

②　指定講習会と同程度以上の講習

第一九四条に定める「これと同程度以上の講習」とは、次のものをいう。

イ　平成七年七月三一日社援更第一九二号・老計第一一六号・児発第七二五号連名通知による「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」にいうホームヘルパー養成研修一級課程及びホームヘ

	ルパー養成研修二級課程 ロ　指定講習会を実施する者が、当該指定を受ける前に実施した講習又は当該指定を受けた際に実施している講習であって、指定要綱の別紙2に定める講習カリキュラムと同程度以上の講習カリキュラムによるもの ハ　その他指定講習会と同程度以上の講習
①　福祉用具専門相談員の範囲については、政令第三条の二第一項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第三条の各号に規定する者であるかを確認する必要がある。 ②　また、同令第十号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習会と同程度以上の講習と認めたものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。	③　福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が修了した講習が「指定講習会と同程度以上の講習」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たっては、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。
③　指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算法で二以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算法で二以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算法で二人でもって足りるものである。	
(2)　管理者（基準第一九五条） 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三の1の(3)を参照されたい。	(2)　管理者(基準第一九五条) 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三の1の(3)を参照されたい。

2　設備に関する基準

～略～

3　運営に関する基準

(1)　利用料の受領

①　基準第一九七条第一項、第二項及び第四項は、指定訪問介護に係る基準第二〇条第一項、第二項及び第四項と同趣旨であるため、第三の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

②　基準第一九七条第三項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、

イ　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

ロ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

については、前二項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。

③　基準第一九七条第五項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

(2)　指定福祉用具貸与の基本取扱方針

基準第一九八条第二項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。

(3)　指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

①　基準第一九九条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相

2　設備に関する基準

～略～

3　運営に関する基準

(1)　利用料の受領

①　基準第一九七条第一項、第二項及び第四項は、指定訪問介護に係る基準第二〇条第一項、第二項及び第四項と同趣旨であるため、第三の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

②　基準第一九七条第三項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、

イ　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

ロ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

については、前二項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。

③　基準第一九七条第五項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

(2)　指定福祉用具貸与の基本取扱方針

基準第一九八条第二項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。

(3)　指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

①　基準第一九九条は、新たに設けられた専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、専門相談員は原則としてこれらの

談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、第四号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。

② 第三号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

③ 第五号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、少なくとも六月に一回、介護支援専門員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(4) 運営規程

基準第二〇〇条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第一号から第六号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額（第四号）

「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、

手続を自ら行う必要がある。なお、第四号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。

② 第三号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

(4) 運営規程

基準第二〇〇条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第一号から第六号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額(第四号)

「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、

納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（一割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、基準第一九七条第三項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に歴月による一月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（基準第二〇四条第二項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

② その他運営に関する重要事項（第六号）

(6)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。

(5) 適切な研修の機会の確保（第二〇一条）

福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。

(6) 衛生管理等（第二〇三条）

① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

② 第三項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業

納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料(一割負担)、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、基準第一九七条第三項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式(利用期間に暦月による一月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録(基準第二〇四条第二項に規定する目録をいう。)に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

② その他運営に関する重要事項(第七号)

(6)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。

(5) 適切な研修の機会の確保(基準第二〇一条)

福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。

(6) 衛生管理等(基準第二〇三条)

① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

② 第三項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者(当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。)に行わせる指定福祉用具貸与事業者(以下この項において「指定事業者」という。)は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約(当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務

務を行わせる場合にあっては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。

イ　当該委託等の範囲

ロ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が基準第一三章第四節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨

ニ　指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨

ホ　指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨

ヘ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③　指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならない。

④　指定事業者が行う②のニの指示は、文書により行わなければならない。

(7)　記録の整備

基準第二〇四条の二により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

イ　提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録

ロ　3の(6)の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書

ハ　準用される基準第二六条に係る市町村への通知に係る記録

ニ　準用される基準第三六条第二項に係る苦情の内容等の記録

ホ　準用される基準第三七条第二項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8)　準用

基準第二〇五条の規定により、基準第八条から第一九条まで、第二一条、第二六条、第三三条から第三八条まで、第五二条並びに第一〇一条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第三の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(2

を行わせる場合にあっては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。

イ　当該委託等の範囲

ロ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託業務」という。）が基準第一三章第四節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨

ニ　指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨

ホ　指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者に確認する旨

ヘ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③　指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならない。

④　指定事業者が行う②のニの指示は、文書により行わなければならない。

(7)　準用

基準第二〇五条の規定により、基準第八条から第一九条まで、第二一条、第二六条、第三三条から第三九条まで、第五二条並びに第一〇一条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第三の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(2

0)から(25)まで、第四の3の(4)並びに第八の3の(5)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① 基準第一〇条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第一四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第一八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第一九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第一〇一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えられるものであること。

② 準用される基準第一〇一条第一項及び第二項については、次の点に留意すること。

イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、基準第二〇三条第三項の規定に留意すること。

4 基準該当福祉用具貸与に関する基準

(1) 福祉用具専門相談員に関する事項(基準第二〇五条の二)

基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防福祉用具貸与事業所で福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、基準該当福祉用具貸与事業所での員数を満たしているものとみなすことができる。

0)から(25)まで、第四の3の(4)並びに第八の3の(5)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① 基準第一〇条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第一四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第一八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第一九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えられるものであること。

② 準用される基準第三九条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

イ 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録

ロ 準用される基準第二六条に係る市町村への通知に係る記録

ハ 3の(6)の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書

③ 準用される基準第一〇一条第一項及び第二項については、次の点に留意すること。

イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる専門相談員が行うべきであるが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、基準第二〇三条第三項の規定に留意すること。

4 基準該当福祉用具貸与に関する基準

(2)　準用 　基準第二〇六条の規定により、基準第八条から第一四条まで、第一六条から第一九条まで、第二一条、第二六条、第三三条から第三五条まで、第三六条（第五項及び第六項を除く。）、第三七条、第三八条、第五二条、第一〇一条第一項及び第二項、第一九三条、第一九五条、第一九六条並びに第四節（第一九七条第一項及び第二〇五条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第三の3の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(20)から(25)まで、第四の3の(4)、第八の3の(5)並びに第一四の1（(1) の③を除く。）から3までを参照されたい。なお、この場合において、準用される基準第一九七条第二項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（一〇〇分の九〇を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。	基準第二〇六条の規定により、基準第八条から第一四条まで、第一六条から第一九条まで、第二一条、第二六条、第三三条から第三五条まで、第三六条第一項及び第二項、第三七条から第三九条まで、第五二条、第一〇一条第一項及び第二項、第一九三条から第一九六条まで並びに第四節（第一九七条第一項及び第二〇五条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第三の3の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(20)から(25)まで、第四の3の(4)、第八の3の(5)並びに第一四の1から3までを参照されたい。なお、この場合において、準用される基準第一九七条第二項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（一〇〇分の九〇を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。
第一五　特定福祉用具販売 1　人員に関する基準 (1)　福祉用具専門相談員に関する事項（基準第二〇八条第一項） 　福祉用具貸与の場合と同趣旨であるため、第一四の1の(1)を参照されたい。 (2)　管理者（基準第二〇九条） 　訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三の1の(3)を参照されたい。 2　設備に関する基準 (1)　基準第二一〇条に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。	

(2)（2）指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

3　運営に関する基準

(1)　サービス提供の記録

基準第二一一条は、当該特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

なお、提供した具体的なサービス内容等の記録は、基準二一五条第二項に基づき、二年間保存しなければならない。

(2)　販売費用の額等の受領

①　基準第二一二条第一項に規定する「販売費用の額」とは、法第四四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。

②　基準第二一二条第二項は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、

イ　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

ロ　特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。

③　基準第二一二条第三項は、指定訪問介護に係る第二〇条第四項

と同趣旨であるため、第三の3の(10)の④を参照されたい。

(3)　保険給付の申請に必要となる書類等の交付

基準第二一三条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、

イ　当該指定特定福祉用具事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書

ロ　領収書

ハ　当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

を利用者に対し、交付することとされている。

(4)　指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針

①　基準第二一四条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。

②　第三号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、特殊尿器等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

③　第四号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

④　第五号は、他の介護サービスが利用されないために居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は、施行規則第七一条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されているかを確認しなければならない。

(5)　記録の整備

基準第二一五条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

イ　提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録

ハ　準用される基準第二六条に係る市町村への通知に係る記録

ニ　準用される基準第三六条第二項に係る苦情の内容等の記録

ホ　準用される基準第三七条第二項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6)　準用

基準第二一六条の規定により、基準第八条から第一四条まで、第一六条から第一八条まで、第二六条、第三一条、第三三条から第三八条まで、第五二条、第一〇一条第一項及び第二項、第一九八条、第二〇〇条から第二〇二条まで並びに第二〇四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、第三の3の(1)から(5)まで、(7)及び(8)、(14)、(20)から(25)まで、第四の3の(4)、第八の3の(5)、第一四の3の(2)、(4)及び(5)を参照されたい。

この場合において、次の点に留意するものとする。

①　基準第一〇条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第一四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第一八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第一〇一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第一九八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二〇〇条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二〇二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えられるものであること。

②　準用される基準第一〇一条第一項及び第二項については、次の点に留意すること。

イ　指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

ロ　特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務につ

いては、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。

③　準用される基準第二〇〇条については、次の点に留意するものとする。

「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第四四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、基準第二一二条第三項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録（基準第二一六条で準用する第二〇四条第二項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。